

平成 23 年 5 月 31 日

各 位

株式会社 北洋銀行

**平準払個人年金保険「5年ごと利差配当付個人年金保険」、
平準払医療保険「フェミニーヌ neo」、平準払介護保険「介護保険V-CARE」
の取扱いを開始します
～ラインナップを増強し、お客様の多様なニーズにお応えします～**

北洋銀行は、平成23年6月1日(水)より、下記の3商品の取扱いを開始致します。

当行では、今後とも個人向け金融商品の品揃えを充実し、多様化するお客さまのニーズへの確に対応するとともに、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始商品

	商品名	愛称等	引受保険会社
	5年ごと利差配当付 個人年金保険	-	東京海上日動あんしん生命保険 株式会社
	医療保険(08)A型・180日型	フェミニーヌ neo	損保ジャパンひまわり生命保険 株式会社
	介護特約付健康長期保険	介護保険V-CARE	三井住友海上火災保険 株式会社

、 については生命保険商品、 については損害保険商品です。

2. 取扱開始日

平成23年6月1日(水)

3. 取扱店舗

、 については全店(ただし、東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所をのぞく)
については、札幌駅前コンサルティングプラザ、北洋フィナンシャルプラザ

以 上

5年ごと利差配当付個人年金保険、医療保険(08)A型・180日型(愛称:フェミニーナ neo)については下記1、2をお読みください。

介護特約付健康長期保険(愛称:介護保険V-CARE)については下記1、3をお読みください。

《保険商品についてご注意いただきたい事項》

【1. 取扱保険商品に係る共通の注意点】

保険商品は、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。

保険商品は、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、解約控除、為替手数料(外貨建年金保険)などの手数料がかかる場合があります。ただし、ご負担いただく手数料の名目、手数料率、計算方法等は商品により異なりますので、一律の算出方法の記載はできません。詳しくは、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等をご覧ください。

保険商品によっては、解約返戻金が、当初払込保険料を下回ることがあります。

保険商品に関するお客さまと当行とのお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは、一切ありません。

各種保険商品は、法令の規制により、お客さまのお勤め先や当行への融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合があります。

保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や健康状態についてお客さまが事実を告知されなかった場合、事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金が支払われない場合があります。

北洋銀行でお取り扱いしている商品はすべてクーリング・オフの対象となります。

保険商品によっては、保険契約を有効に継続させるために、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると保険契約は失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れなくなりますので、ご注意願います。

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、ただちに保険会社または北洋銀行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等でご確認ください。

募集代理店である北洋銀行では、保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのお問い合わせ・各種請求手続き方法のご照会などを対応いたします。なお、内容によっては、募集代理店からの連絡を受けた引受保険会社および共同募集代理店が対応させていただく場合があります。

【2. 生命保険商品に係る注意点について】

北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。

商品によっては、被保険者に健康状態などについて告知していただく必要があります。また、被保険者の健康状態などによりご契約いただけない場合等があります。なお、北洋銀行の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話しされても告知をいただいたことにはなりません。

引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。

詳しい内容は、募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

【3. 損害保険商品に係る注意点について】

北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の代理を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。

商品によっては、被保険者に健康状態などについて告知していただく必要があります。また、被保険者の健康状態などによりご契約いただけない場合等があります。

引受保険会社が破綻した場合には、損害保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。

詳しい内容は、募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った担当者(損害保険募集人)にご相談ください。